

## 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	カブシキカイシャファミリーシンカイチ			
法人名	株式会社ファミリー新開地			
法人所在地	〒	652-0811		
	兵庫県神戸市兵庫区新開地3丁目3-17-101-2F			
フリガナ	ナカサト マサキ			
書類作成担当者	中里 正樹			
連絡先	電話番号	078-945-7199	E-mail	info@f-shinkaichi.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

 福祉・介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)
  福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)
  福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

## (1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	417,294	円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	425,000	円

## (2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III
	処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	特定加算	<input checked="" type="checkbox"/>	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の見込額	252,576	円	164,718	円	
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 255,000	円	(b) 170,000	円	(c) 0 円

## 【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の昇任により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## (3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

- 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ←  要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。  
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

### 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)		255,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>
② 賃金改善実施期間		令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 9 か月 )	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 資格取得支援 )		
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 資格取得支援 )		
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 就業規則の見直し:昇給・昇格についての具体的な規定・基準を設けることとする。 賃金規程の見直し:既存増額手当として、職務内容や責任、経験年数、スキル等を考慮した手当の引き上げの実施。また新設手当として従業員が実際に行っている業務のレベルの高さに応じて職能手当を付ける会社独自のスキル評価制度の導入。 その他:福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を活用した賃金改善・介護福祉士等国家試験対策として、法人内で資格取得のための研修会を実施		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)   令和 5 年 7 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )		

#### (2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 もいずれか「該当」
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 もいずれか「該当」
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること ・福祉・介護職員との意見交換を実施し、職務に必要な能力・スキルについて共有。・職務に応じた研修プログラムを作成し、定期的に研修を実施。・研修以外も、技術指導やOJT(On-the-Job Training)など、現場での学びを促進する取組を行う。・能力評価のための尺度を作成し、職員の能力を客観的に評価することで、個人の成長を支援。・職員の希望や能力に応じたキャリアパスの選択肢を示すとともに、キャリアアップ支援のための環境づくりを行う。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 資格取得に必要な知識や技術を網羅した研修プログラムを作成し、定期的に実施する。研修以外にも、模擬試験や過去問題の解説、アドバイスなど、資格取得に向けたサポートを行う。資格取得に必要な費用の一部を負担するなど、財政面でも支援する。職員の希望や能力に応じた資格取得支援の選択肢を示すとともに、キャリアアップ支援のための環境づくりを行う。資格取得後の活用に向けて、職員のキャリアプランに資格の活用を盛り込むなど、継続的な支援を行う。
<input checked="" type="checkbox"/> イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
<input checked="" type="checkbox"/> イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

#### 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

##### (1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)  
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)  
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	170,000 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	0.0 人	1.0 人	0.0 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	0.0	1.0	0.0
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	0 円	18,889 円	0 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	( 0 円 )	( 170,000 円 )	( 0 円 )
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		2,400,000 円	要件Ⅴ 要件Ⅵ
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		1 人	要件Ⅷ
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		1 か所	要件Ⅷ
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )			

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

##### (4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 9 か月 )	<input checked="" type="checkbox"/>
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	○次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事課を踏まえて決定 ①サービス管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続10年以上の者 ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者 ③強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。障害者福祉に関する知識や経験を有し、適切な介護や支援を提供するための実践的なスキルや技能を持った人材を指す。たとえば、障害者の特性や状態に合わせた適切なコミュニケーション能力や、身体介助、介護プランの作成・実行、施設運営の管理・運営など、幅広い業務に対応できることが求められる。また、障害者本人やその家族とのコミュニケーションにおいて、優れた人間性やエチケットも重要な要素となる。	
(4)(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由	2022年新規開設事業所のため(A)のグループに職員を設定しない	<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 ○特定処遇改善加算手当の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算手当の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 5000~30000円 他の障害福祉人材 月額5000~15000円 その他の職種 月額5000~15000円 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 5 年 7 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )	

##### (3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- Ⅸ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

① ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)		0 円	
② ベースアップ等による賃金改善の見込額			
福祉・介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	円	要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	( #VALUE! 円 )	
その他の職種の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	円	要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	( #VALUE! 円 )	

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 ( 月 )	
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択) <input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額) <input type="checkbox"/>	
	上記以外(必ず選択) <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( 資格取得 ) <input type="checkbox"/>	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( 資格取得 ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。	
	就業規則の見直し: 職務内容や責任、経験年数、スキル等を考慮した賃金制度の導入・勤務時間の見直しや割増賃金の設定等による労働時間の適正化 賃金規程の見直し: 職務内容や責任、経験年数、スキル等を考慮した基本給の引き上げ・業績連動型の賞与制度の導入 その他: 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を活用した賃金改善・労働組合との協議による賃金交渉の実施・法人内で資格取得のための研修会を実施	
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
(上記取組の開始時期)	令和 5 年 5 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

## 6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。  
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を満たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	
理由:	

## 7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 5 月 29 日 法人名 株式会社ファミリー新開地  
代表者 職名 代表取締役社長 氏名 中村 宜聖

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>		
	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	○

  

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	
(2)	具体的な取組内容が記入・選択されていること	
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	
	具体的な仕組みの内容が選択されていること	

  

4 特定加算の要件について		
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	
(1)	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	○
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	○
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	○

  

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	

  

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	○
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	

  

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>		
	必要な項目が全て選択されていること	○

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社ファミリー新開地

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 252,576  
 (別紙様式2-1-2(2)①に転記)

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算 新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 ( d )	算定対象月(e)		福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
			都道府県	市区町村							令和5年7月～令和6年3月(9ヶ月)	令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)	
1	2810501755	兵庫県	兵庫県	神戸市	しんかいちほーむ	就労継続支援A型	1,220,187	新規	加算Ⅲ	2.3%	令和5年7月～令和6年3月(9ヶ月)	令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)	252,576
2											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
3											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
4											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
5											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
6											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
7											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
8											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
9											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
10											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
11											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
12											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
13											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
14											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		
15											令和6年4月～令和6年9月(6ヶ月)		

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算 新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 ( d )	算定対象月(e)	福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]
			都道府県	市区町村								
16											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
17											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
18											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
19											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	
20											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)	



別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社ファミリー新開地

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(身辺類)の合計[円] 164,718  
(別紙様式2-1.2(2)①に転記)

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](c)	新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	加 算 率 ( f )	配置等要件	算定対象月(e)		福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の足 込額 (e×f×d) [円]
		都道府県	市区町村								令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月 ( 9 ヶ月)	令和 年 月 ( ヶ月)	
1	兵庫県	兵庫県	神戸市	しんかいちほーむ	就労継続支援A型	1,220,187	新規	特定加算Ⅱ	1.5%	-	令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月 ( 9 ヶ月)	164,718	
2									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
3									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
4									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
5									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
6									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
7									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
8									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
9									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
10									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
11									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
12									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
13									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
14									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
15									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
16									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
17									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
18									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
19									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		
20									-	-	令和 年 月 ( ヶ月)		

(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 5 年 5 月 29 日

神戸市長様

届出者(法人名) 主たる事務所: 兵庫県神戸市兵庫区新開地3丁目3番17-101号の所在地: 2F 名称: 株式会社ファミリー新開地 代表者の職・氏名: 代表取締役社長 中村 宜聖

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

Table with 2 columns: 事業所番号 (2810501755) and 主たる事業所(施設)の名称 (しんかいちふおーむ). Includes address and postal code information.

Main table with columns: 届け出る事業所の事業の種類及び同一所在地において行う事業等の種類等, 実施事業, 異動等の区分, 異動年月日. Includes rows for various care services and a '特記事項' section at the bottom.

連絡担当者 and 連絡先 fields.

- 注意 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「実施事業」欄には、該当する欄に「O」を記入してください。
3 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「O」を記入してください。
4 「異動年月日」欄には、異動等が生じた年月日を記載してください。
5 「特記事項」欄には、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載の上、異動の状況について具体的に記載してください。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	-	-
居宅介護				特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	年 月~	別紙15-1
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分 (福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件 (I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件 (I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件 (I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~	
				共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~	
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課
重度訪問介護				特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	年 月~	別紙15-1
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分 (福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件 (I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件 (I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件 (I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~	
				共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~	
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課
同行援護				特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	年 月~	別紙15-1
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分 (福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件 (I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件 (I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件 (I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~	
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課
				行動援護			
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~					
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~					
キャリアパス区分 (福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件 (I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件 (I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件 (I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~					
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類	
						年	月	年
共通				地域区分	4. 四級地	—	—	
療養介護	定員人	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. I型 (2:1) 2. II型 (3:1) 3. III型 (4:1) 4. IV型 (6:1) 5. V型	特例対象(※3)	1. なし 2. あり	年	月	
				定員超過	1. なし 2. あり	年	月	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年	月	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年	月	参考様式1
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年	月	別紙17
				人員配置体制	1. なし 2. あり	年	月	別紙16-2
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年	月	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年	月	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年	月	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年	月	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年	月	
				指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年	月	
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年	月	障害者支援課

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類	
				地域区分	4. 四級地			
共通				地域区分	4. 四級地	—	—	
介護給付費 生活介護	定員 人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下 【多機能型等定員区分(※1)】 1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	人員配置体制加算あり	施設区分(共生型のみ)	1. 一般 2. 小規模多機能	年 月~		
				定員超過	1. なし 2. あり	年 月~		
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1	
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1	
				開所時間減算	1. なし 2. あり	年 月~		
				1. I型(1.7:1) 開所時間減算区分(開所時間減算ありの場合)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	年 月~		
				2. II型(2:1) 短時間利用減算	1. なし 2. あり	年 月~		
				3. III型(2.5:1) 大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上	年 月~		
				医師未配置	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1	
				人員配置体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙13, 16-1	
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月~	別紙17	
				常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II 4. III	年 月~	参考様式1, 別紙58	
				人員配置体制加算なし	視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙2, 2-2
					重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙37-2
			4. IV型(3:1) 重度障害者支援II体制		1. なし 2. あり	年 月~	別紙37, 参考様式1	
			5. 平均障害区分5以上 リハビリテーション加算		1. なし 2. あり	年 月~	別紙30	
			食事提供体制		1. なし 2. あり	年 月~	別紙6	
			8. V型(5:1) 延長支援体制		1. なし 2. あり	年 月~	別紙23	
			4以上5未満 送迎体制		1. なし 3. I 4. II	年 月~	別紙24-1	
			5未満 送迎体制(重度)		1. なし 2. あり	年 月~	別紙24-2	
			10. X型(6:1) 平均障害区分4未満		就労移行支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙40
					就労移行支援体制(就労定着者数)	前年度の就労定着者数( )	年 月~	別紙40
					利用日数特例届出	1. なし 2. あり	年 月~	別紙14-1, 14-2
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~		
				平成21年報酬改定以前の区分 5. V型(3.5:1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~		
6. VI型(4:1) 指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~						
7. VII型(4.5:1) 共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~						
9. IX型(5.5:1) サービス管理責任者配置等(共生型サービスのみ)	1. なし 2. あり	年 月~	別紙36					
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課					

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	—	—
短期入所	定員人			施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	年 月~	参考様式1
				定員超過	1. なし 2. あり	年 月~	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				大規模減算	1. なし 2. あり	年 月~	
				常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1 別紙27
				重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり	年 月~	別紙25
				単独型加算	1. なし 2. あり	年 月~	
				医療連携体制加算(IX)	1. なし 2. あり	年 月~	別紙33
				栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	年 月~	別紙18
				食事提供体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙6
				送迎体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙24-1
				日中活動支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙56
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
				指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~	
				共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~	
福祉専門職員配置等(共生型サービスの場合のみ)	1. なし 2. I 3. II	年 月~	別紙17				
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				
重度障害者等包括支援				送迎体制	1. なし 2. あり	年 月~	
				地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	年 月~	
				精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	年 月~	
				強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	—	—
施設入所支援	定員 人	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 【多機能型等定員区分(※1)】 1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり	年 月～	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置	年 月～	別紙18
				夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙3
				重度障害者支援Ⅰ体制(重度)	1. なし 2. あり	年 月～	別紙3
				重度障害者支援Ⅱ体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙3-2, 参考様式1
				視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙2, 2-2
				夜間看護体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙20
				地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	年 月～	別紙31, 31-2
				口腔衛生管理体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙57
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. Ⅲキャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件 2. Ⅱキャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件 3. Ⅰキャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件	年 月～	
				指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月～	
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月～	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等			適用開始日	確認書類							
				地域区分	4. 四級地										
共通				地域区分	4. 四級地			-	-						
自立訓練	定員	【多機能型等定員区分(※1)】 1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 機能訓練	2. 生活訓練	3. 生活訓練(宿泊型)	年 月~							
				訪問訓練		1. なし	2. あり	年 月~	参考様式1						
				視覚障害機能訓練専門職員配置(上記訪問訓練ありの場合)		1. なし	2. あり	年 月~	別紙2-3						
				定員超過		1. なし	2. あり	年 月~							
				職員欠如		1. なし	2. あり	年 月~	参考様式1						
				サービス管理責任者欠如		1. なし	2. あり	年 月~	参考様式1						
				標準期間超過		1. なし	2. あり	年 月~	別紙29						
				福祉専門職員配置等		1. なし	3. II	4. III	5. I	年 月~	別紙17				
				視覚・聴覚等支援体制		1. なし	2. あり	年 月~	別紙2, 2-2						
				地域移行支援体制強化		1. なし	2. あり	年 月~	別紙21						
				リハビリテーション加算		1. なし	2. あり	年 月~	別紙30						
				個別計画訓練支援加算		1. なし	2. あり	年 月~	別紙38, 参考様式1						
				短期滞在		1. なし	2. 宿直体制	3. 夜勤体制	年 月~	別紙7					
				精神障害者退院支援施設		1. なし	2. 宿直体制	3. 夜勤体制	年 月~	別紙7					
				通勤者生活支援		1. なし	2. あり	年 月~	別紙21						
				地域生活移行個別支援		1. なし	2. あり	年 月~	別紙31, 31-2						
				精神障害者地域移行体制		1. なし	2. あり	年 月~	別紙46						
				強度行動障害者地域移行体制		1. なし	2. あり	年 月~	別紙47						
				食事提供体制		1. なし	2. あり	年 月~	別紙6						
				看護職員配置(生活訓練のみ)		1. なし	2. あり	年 月~	参考様式1 別紙27						
				送迎体制		1. なし	3. I	4. II	年 月~	別紙24-1					
				夜間支援等体制		1. なし	2. I	3. II	4. III	5. I・II	6. I・III	7. II・III	8. I・II・III	年 月~	別紙34
				社会生活支援		1. なし	2. あり	年 月~	別紙48						
				就労移行支援体制		1. なし	2. あり	年 月~	別紙40						
				就労移行支援体制(就労定着者数)		前年度の就労定着者数( )			年 月~	別紙40					
				利用日数特例届出		1. なし	2. あり	年 月~	別紙14-1, 14-2						
				福祉・介護職員処遇改善加算対象		1. なし	2. あり	年 月~	処遇改善計画書等						
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象		1. なし	2. あり	年 月~							
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象		1. なし	2. あり	年 月~							
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)		1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件				年 月~					
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)		1. I	2. II	年 月~							
				指定管理者制度適用区分		1. 非該当	2. 該当	年 月~							
共生型サービス対象区分		1. 非該当	2. 該当	年 月~											
サービス管理責任者配置等(共生型サービスの場合)		1. なし	2. あり	年 月~	別紙36										
地域生活支援拠点等(※6)		1. 非該当	2. 該当	年 月~	障害者支援課										



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	-	-
就労移行支援	定員 人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	年 月~	
				就労定着率区分(※4)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	年 月~	【一般型】 別紙39 別紙39別添 【資格取得型】 別紙39-2 別紙39-2別添
				定員超過	1. なし 2. あり	年 月~	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				標準期間超過	1. なし 2. あり	年 月~	別紙29
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月~	別紙17
				就労支援関係研修了	1. なし 2. あり	年 月~	別紙22
				視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙2.2-2
				精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	年 月~	別紙7
				食事提供体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙6
				移行準備支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙28
				送迎体制	1. なし 3. I 4. II	年 月~	別紙24-1
				社会生活支援	1. なし 2. あり	年 月~	別紙48
				利用日数特例届出	1. なし 2. あり	年 月~	別紙14-1, 14-2
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善 計画書等
				福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分 (福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~					
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	—	—
就労継続支援A型	定員 人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下 【多機能型等定員区分(※1)】	1. I型 (7.5:1) 2. II型 (10:1)	評価点区分(※4)	1. 評価点が170点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が130点以上150点未満の場合 4. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が80点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)	年 月～	別紙41 別紙41-2
				定員超過	1. なし 2. あり	年 月～	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	年 月～	
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月～	別紙17
				視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙2, 2-2
				重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	年 月～	別紙4
				就労移行支援体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙40
				就労移行支援体制(就労定着者数)	前年度の就労定着者数( )人	年 月～	別紙40
				賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	年 月～	別紙42
				送迎体制	1. なし 3. I 4. II	年 月～	別紙24-1
				食事提供体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙6
				社会生活支援	1. なし 2. あり	年 月～	別紙48
				就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額( 円) 3. 免除	年 月～	減免措置実施届出書
				利用日数特例届出	1. なし 2. あり	年 月～	別紙14-1, 14-2
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	令和5年7月～	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	令和5年7月～	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月～	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月～					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月～					
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月～	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	-	-
就労継続支援B型	定員 人	【多機能型等定員区分(※1)】 1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1) 3. III型(7.5:1) 4. IV型(10:1)	平均工賃月額区分(※4)	人員配置区分 I型 又は II型の場合 1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. 平均工賃月額が1万円未満 9. なし(経過措置対象)  人員配置区分 III型 又は IV型の場合 10. なし(生産活動等への支援実施対象)	年 月~	別紙43
				定員超過	1. なし 2. あり	年 月~	
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月~	別紙17
				視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙2, 2-2
				重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	年 月~	別紙4
				就労移行支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙40
				就労移行支援体制(就労定着者数)	前年度の就労定着者数( )人	年 月~	別紙40
				目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	年 月~	別紙5, 参考1
				送迎体制	1. なし 3. I 4. II	年 月~	別紙24-1
				食事提供体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙6
				社会生活支援	1. なし 2. あり	年 月~	別紙48
				利用日数特例届出	1. なし 2. あり	年 月~	別紙14-1, 14-2
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員処遇改善特別加算対象(令和3年度まで)	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月~	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月~	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月~	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月~					
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり	年 月~	別紙43-2				
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				
就労定着支援				就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上	年 月~	
				就労定着率区分	1. 就労定着率が9割5分以上 2. 就労定着率が9割以上9割5分未満 3. 就労定着率が8割以上9割未満 4. 就労定着率が7割以上8割未満 5. 就労定着率が5割以上7割未満 6. 就労定着率が3割以上5割未満 7. 就労定着率が3割未満	年 月~	【既存事業所】 別紙44 別紙44-1  【新規事業所】 別紙44 別紙44-2
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1
				就労定着実績	1. なし 2. あり	年 月~	別紙45
				職場適応援助者養成研修了者配置体制	1. なし 2. あり	年 月~	参考様式1, 修了証
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類
				地域区分	4. 四級地		
共通				地域区分	4. 四級地	—	—
自立生活援助			1. 30:1未満	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				標準期間超過	1. なし 2. あり	年 月～	別紙29
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月～	別紙17
				居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	年 月～	別紙55
				ピアサポート体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙52
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月～	障害者支援課
共同生活援助	定員 人		1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1) 1 1. 日中支援I型(3:1) 1 2. 日中支援II型(4:1) 1 3. 日中支援III型(5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	年 月～	
				大規模住居	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合) ※「2. 定員8人以上」は、施設区分が介護サービス包括型及び外部サービス利用型の場合に限る。 また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合に限る。	年 月～	別紙8
				職員欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1
				福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	年 月～	別紙17
				視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙2, 2-2
				看護職員配置体制	1. なし 2. あり	年 月～	参考様式1 別紙49
				夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	年 月～	別紙10
				夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI	年 月～	別紙10
				夜勤職員加配体制(日中サービス支援型)	1. なし 2. あり	年 月～	別紙50, 参考1
				重度障害者支援職員配置(介護サービス包括型又は日中サービス支援型の場合)	1. なし 2. あり	年 月～	別紙8, 10-2
				地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	年 月～	別紙31, 31-2
				精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙46
				強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙47
				強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり	年 月～	別紙54
				医療連携体制加算(VII)	1. なし 2. あり	年 月～	別紙33, 参考1
				通勤者生活支援	1. なし 2. あり	年 月～	別紙26
				医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり	年 月～	別紙8, 53
				福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	処遇改善計画書等
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	
				福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	年 月～	
				キャリアパス区分(福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合)	1. IIIキャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件 5. IIキャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件 6. Iキャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件	年 月～	
				福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※2)	1. I 2. II	年 月～	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	年 月～					
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月～	障害者支援課				

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分(報酬算定上の区分)	その他該当する体制等		適用開始日	確認書類				
共通				地域区分	4. 四級地	—	—				
地域移行支援				施設区分	1. II 2. III 3. I	年 月~	別紙51				
				居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	年 月~	別紙55				
				ピアサポート体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙52				
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				
				地域定着支援				居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	年 月~	別紙55
								ピアサポート体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙52
地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課								
計画相談支援				相談支援機能強化型体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	年 月~	別紙35 別紙35-2 ※5				
				行動障害支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙35-4				
				要医療児者支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙35-4				
				精神障害者支援体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙35-4				
				主任相談支援専門員配置	1. なし 2. あり	年 月~	別紙35-5				
				ピアサポート体制	1. なし 2. あり	年 月~	別紙52				
				地域生活支援拠点等(※6)	1. 非該当 2. 該当	年 月~	障害者支援課				

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。

ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
 生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
 施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
 就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賞金向上達成指導員配置加算  
 就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
 生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
 就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※3 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※4 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「09:無し(経過措置対象)」を設定する。

※5 複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合は、別紙35-2を作成する。

※6 地域生活拠点等は指定後障害者支援課にて手続を行い、運営規程を変更する